

平成30年1月29日（月）  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、東洋建設株式会社（所在地 東京都江東区）他1社に対して、指名停止措置を行ないました。  
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ  
竹芝記者クラブ

横浜海事記者クラブ  
神奈川建設記者会

問い合わせ先

総務部契約課長

行 ヨシハル  
井出 佳春 （内線2511）

○総務部経理調達課長

利加 マヒロ  
堀川 雅弘 （内線5870）

企画部技術調査課長

ミザキ カズキ  
宮崎 和幸 （内線3251）

○港湾空港部工事安全推進室長

フカハラ テツオ  
福原 哲夫 （内線5708）

さいたま市中央区新都心2-1  
電話048-601-3151（代）

横浜市中区北仲通5-57  
電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止対象業者	住所
① 東洋建設株式会社	東京都江東区青海 2-4-24
② 若築建設株式会社	東京都目黒区下目黒 2-23-18

### 2. 指名停止措置期間

平成30年1月29日から平成30年2月11日まで（2週間）

### 3. 指名停止措置の範囲：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者らは、特定離島港湾事務所発注の平成27年度「南鳥島港湾岸壁築造他工事」において、工事が完了し、跡片付けのため工事用資材等を、外洋に面した岸壁において陸上クレーンによりガット船に積込み作業中、接岸していたガット船の動揺に伴い、吊荷と積込み済の貨物が接触したことで、吊荷が荷崩れを起こし、その近くで指揮をしていた船長が吊荷と床面との間に挟まれ、その後死亡する事故を発生させた。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者らが、工事関係者事故を発生させたことは、「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）及び「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第1第7号>

措置要件	期間
7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は、負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内